

問本 石岡市役所本庁舎 支 八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）

令和2年4月分から児童扶養手当などの 手当額が変わります

問本 こども福祉課 Tel 23-7331（児童扶養手当）
本 社会福祉課 Tel 23-5569（特別児童扶養手当等）

児童扶養手当

	令和元年度		令和2年度	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
本体額	42,910円	10,120円～ 42,900円	43,160円	10,180円～ 43,150円
第2 加算額	10,140円	5,070円～ 10,130円	10,190円	5,100円～ 10,180円
第3 加算以降	6,080円	3,040円～ 6,070円	6,110円	3,060円～ 6,100円

特別児童扶養手当等

	令和元年度		令和2年度	
	1級	2級	1級	2級
扶養特別児童手当	52,200円	34,770円	52,500円	34,970円
者特別障害手当	27,200円		27,350円	
福祉障害児手当	14,790円		14,880円	
（福祉手当 経過措置分）	14,790円		14,880円	

- ▼心身に障害のある人や、その家族が所有する軽自動車税の減免申請を受付します。
- ※普通自動車税の減免を受けている人や福祉タクシー利用料金の助成を受けている人は、軽自動車税の減免を受付けることができません。
- 受付期間／4月1日（困）～6月1日（月）
- 対象車／①4月1日時点で障害者手帳等の交付を受けている本人またはその家族が所有する軽自動車（障害区分や車両の所有状況で対象外となる場合があります。減免対象車両は手帳の交付を受けている1人につき1台のみです）
- ②身体障害者専用構造の車両（車いす移動車等）
- ③県の認可を受けた社会福祉法人等が所有し、公益のために直接専用する車両



お知らせ

令和2年度 軽自動車税減免

必要書類

①②に該当する場合

- 減免申請書（認め印・納税義務者のマイナンバー・法人番号が分かるもの）
- 申請車両の令和2年度軽自動車税納税通知書（届いている場合）
- 運転免許証
- 車検証または標識交付証明書
- 障害者手帳等（①に該当する人）
- 車両の構造が分かる写真（②に該当する人）

③に該当する場合

- 減免申請書（法人印鑑・法人番号が分かるもの）
- 申請車両の令和2年度軽自動車税納税通知書（届いている場合）
- 車検証の写し
- 県の指定通知書等の写し
- 申請窓口／税務課（本庁舎）

市民窓口課（支所）

※減免申請書は窓口にあります。また昨年度に減免を受けた人には、4月1日以降に通知を送付します。

注意点

障害者手帳等の保持者と車両名義人・運転者が異なる場合は「生計同一関係申立書」が必要です。

問本 税務課 Tel 23・5584

広告掲載欄

掲載しているイベント・募集情報については、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等に応じて中止または変更になる場合があります。詳しくは、市ホームページにて。

令和元年度「オアシス運動」

作文・標語コンクール標語の部

地域の皆さんが声を掛け合い、より明るく和やかな潤いのある家庭や地域づくりを進めるため、オアシス運動を展開しています。その一環として、毎年オアシス作文・標語を小中学校、高等学校、一般の皆さんから募集しています。令和元年度は計3,051人の応募がありました。

今回は標語の部の最優秀賞と優秀賞の作品を紹介します。なお優良賞作品は、随時紹介します。

最優秀賞

ありがとう心がぼかぼか温まる

井川 珠里さん（葦穂小）

優秀賞

ありがとうこころの元気ふくらむよ

櫻井 漂和さん（高浜小）

「さようなら」にここにこ

えがおでまたあした

道川 典さん（恋瀬小）

広がる「わ」あいさつで生まれる

「輪」と「話」と「和」

小松崎 彩さん（八郷中）

☎生涯学習課（内線 1366）

募集
ふれあいパーティー
in shioka
日時／5月10日（日）午後1時30分～（受付1時～）
会場／グリーンパレス石岡
参加費／男性3000円
女性1500円
対象／40歳以下独身の男女
定員／各15名
申込方法／4月12日（日）午前8時～5月3日（日）に電話で申込（人数に満たない場合は期限延長）
※5月4日（日）以降は、キャンセル料（全額）が必要です。
申込先／
TEL 090・4002・3565

（押止久雄）
TEL 23・3829（大内 喜枝子）
主催／マリッジサポーター県南・石岡地域支部
☎まちづくり協働課
TEL 23・7304
おしらせ
4月から変わります
し尿汲み取り制度
▼し尿汲み取り証紙の販売店が年々減少しているため、令和2年4月から石岡地区では次のように制度が変更になります。
①業者が直接現金支払い
②料金は業者が地域の実情等に沿い合理的に決定

③汲み取り方法（従量・定額等）は業者と相談し決定
※平成31年4月1日以降、汲み取りを行い証紙が使い切れなかった人は、証紙購入代金を還付します。
還付期間／令和2年4月1日～令和3年3月31日
※八郷地区は条例による手数料の上限のみなくなります。
☎生活環境課
TEL 23・7301
おしらせ
令和2年度
農業委員会総会日
▼農地の権利を移動したり、宅地への転用をする際に、

おしらせ
行政書士による
無料相談会（要予約）
▼日常生活で困っていることなど気軽に相談ください。
日時／4月18日（日）
午後1時～4時
場所／国府地区公民館
相談内容／遺言、相続、農地の有効活用、各種行政手続きなど
☎茨城県行政書士会
県南支部（若山）
TEL 43・0536

は、農業委員会の許可が必要
要です。農業委員会の総会
では毎月提出された許可申
請書について審議を行います。
詳しくは問い合わせください。
総会日／毎月10日
許可申請書の受付締切日／
毎月25日
※当日が閉庁日の場合等は日程が前後する場合があります。
また12月の受付締切日は22日ですので、ご注意ください。

広告掲載欄

広告掲載欄